

青森県報

第二千三百四十八号

平成十六年
七月五日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……一

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二

平成十五年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済

事業経営状況の公表……………(同) ……二

建設業者の許可の取消し……………(弘前県土整備事務所) ……三

……………(五所川原県土整備事務所) ……三

……………(同) ……四

……………(十和田県土整備事務所) ……四

……………(同) ……四

……………(むつ県土整備事務所) ……四

……………(同) ……五

……………(鰹ヶ沢県土整備事務所) ……五

……………(同) ……五

……………(同) ……五

……………(同) ……五

出先機関

青森県立海洋学院の短期研修……………(海洋学院) ……五

監査委員

監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……六

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告……………(市興町課) ……六

告 示

示

青森県告示第四百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
大久保薬局	八戸市大字糠塚字大杉平四の五	平成一五・一・四
市浦村国民健康保険市浦診療所	北津軽郡市浦村大字相内字相内二七三	一六・三・三
セカンドすぎ歯科	青森市第一問屋町一丁目一の三 アルフォ ームビル二階	一六・四・六
石木医院	青森市大字浅虫字蛸谷六五の三七	一六・四・三〇

公 告

告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
若生モール
むつ市金曲一丁目二の三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
前田商事株式会社
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田 惠三
- 三 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の営業を行う者 の開設時刻及び閉店時刻 に関する事項	前田商事株式会社 開設時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時 (日曜日午前八時、 年末及び盆期間午前 八時)	前田商事株式会社 開設時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時 (日曜日午前八時、 年末及び盆期間午前 八時)	平成 一六・七 五
来客が駐車場 を利用するこ とができる時 間帯	午前六時四十五分 から午後十一時 まで	午前六時四十五分 から午後十一時 まで	

四 届出年月日

平成十六年六月二十四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十六年七月五日から同年十一月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年十一月五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上北郡野辺地町字昼場一の一及び六、 字上前田一の一、一の八及び七の一、 字昼場六先及び字上前田一の一先(国 有財産)	岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地 割四四五 株式会社薬王堂

平成十五年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済事業経営状況の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定により社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成十五年度の災害共済事業の経営状況に

ついで次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。
平成十六年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 事業実績

加入都道府県市区町村会員数

一、二二六

加入戸数

八七四、三三六戸

共済契約金額

五、九四九、五二二、七八五、〇〇〇円

火災共済掛金

一、一四五、九五二、六八五円

被災戸数

三九六戸

火災共済給付金

三九八、二五一、四二七円

復興建築助成戸数

二〇五戸

復興建築助成金

七三、二七一、五八九円

住宅防火施設整備補助会員数

六六

住宅防火施設整備補助金

二七、六五五、四〇〇円

住宅災害見舞戸数

八三三戸

住宅災害見舞金

一七、三八六、〇〇〇円

二 収支計算

1 収入

火災共済掛金収入

一、一四五、九五二、六八五円

建物管理の部収入

四七、七七一、九六二円

その他の収入

三八五、〇三六、七五八円

当期収入合計(A)

一、五七八、七六一、四〇五円

前期繰越収支差額

六〇、八六八、二〇五円

収入合計(B)

一、六三九、六二九、六一〇円

2 支出

事業費

六六八、二八二、六九一円

管理費

二八四、四三三、一九六円

建物管理費

二一、六四八、〇二六円

特定預金等支出

六〇〇、二一一、四四九円

当期支出合計(C)

一、五七四、五六五、三六二円

当期収支差額(A)・(C) 四、一九六、〇四三円
次期繰越収支差額(B)・(C) 六五、〇六四、二四八円

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十六年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 寺嶋豊工店

二 氏名 寺嶋 亮三

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字蔵主町八の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一)第一七五八三号

五 取消年月日 平成十六年六月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十六年五月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十六年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社山善

二 代表者の氏名 安田 齊

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字板柳字土井三三三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第四二四〇号

五 取消年月日 平成十六年六月一日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成十六年四月二十二日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 相坂でんき工事店

二 氏名 相坂 睦夫

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡市浦村大字十三字深津一三三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一一〇一六号

五 取消年月日 平成十六年六月一日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年四月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 三興電気工業株式会社

二 代表者の氏名 駒井 俊雄

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字大月平一五の二一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第六五四四号

五 取消年月日 平成十六年六月一日

六 取消しに係る建設業の許可

電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 タケダホーム

二 氏名 武田 明夫

三 主たる営業所の所在地 上北郡下田町字阿光坊一四一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一六八六九号

五 取消年月日 平成十六年六月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 長牛塗装店

二 氏名 長牛 孝司

三 主たる営業所の所在地 むつ市桜木町一五の九

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一三三二〇号

五 取消年月日 平成十六年五月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装、防水工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大進建設

二 氏名 舘脇 忠雄

三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字大間九七の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第六〇〇三三二号

五 取消年月日 平成十六年六月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年五月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大沢建設

二 氏名 大沢 哲美

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡木造町大字吹原字桜二〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第八一三五号

五 取消年月日 平成十六年六月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年六月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

青森県立海洋学院告示第一号

青森県立海洋学院条例(昭和三十九年四月青森県条例第五十一号)第七条第一項の規定により、次のとおり短期研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年七月五日

青森県立海洋学院院长 小 倉 大二郎

課 程	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
船員資格取得研修	平成十六年十月二十七日から 同月二十九日まで	二十人	漁業に従事している者	第二級海上特殊無線技

担い手生涯教育研修	平成十七年二月十七日から 同月二十日まで	二十人	又は漁業を志す者	士
	平成十六年七月二十一日から 同月二十二日まで	二十人		
	平成十七年一月十七日から 同月十八日まで	二十人	漁業に従事している者 又は漁業を志す者	F R P材補修技術 結索技術

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成15年 2月19日付け青監査第135号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第121項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年 7月 5日

青森県監査委員
同 同 同
片 谷 鶴 賀 茂 世 稔
同 同 同
平 山 誠 敏
清 水 悦 郎

監査箇所名	監査結果	措置の内容
財団法人青森学術文化振興財団	助成事業の事務手続きにおいて、適正でないものがある。	財団の助成事業について、次のとおり改善措置を講じた。 1 実績報告書は、提出された時点で事業内容の連認の書類を一括して管理することとした。 2 実績報告書に証拠書の写し等を添付するよう助成金の交付要項を改正し、

		収支計算書に記載を適切に行うこととした。財団から魚米お返し費、を大の本人費が後直と指導が接しないこととした。
--	--	--

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告

青森県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成十五年年度決算の要旨を公表する。

平成十六年七月五日

青森県市町村職員共済組合
理事長 中 島 隆 司

平成15年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務 組合等	合計
8	34	25	44	111

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町村長	特定消防	長期	継続長期	任意継続	合計
組合員数(人)	20,331	67	2,411	47	1	747	23,604
給料月額(百万円)	6,991	41	776	18	0	229	8,055
一人当たり給料月額(円)	343,863	610,760	321,932	391,145	357,300	306,488	342,430

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位:人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	23	13	3	2	6	1	48

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年 金支払
(収入)									
負担金	5,693,231	18,313,561	211,237	332,595					
掛金	5,829,413	10,133,287		322,229					
施設収入・商品売上				27,726	589,271				
基礎年金交付金		2,727,320							
基礎年金国庫金									1,351,150
組合員貸付金利息							656,961		
受託商品手数料								18,723	
利息及び配当金	13,252	6,544,983	2,648	15,547	1	2,138,636	985		
その他収入	331,050	59,744	30	6,603	43,961	7,918	69,245		
他経理から繰入金			70,490		227,712				
前年度繰越支払準備金	1,064,704								
前年度繰越長期給付積立金		210,826,656							
計	12,931,650	248,605,551	284,405	704,700	860,945	2,146,554	727,191	18,723	1,351,150
(支出)									
給付金	6,500,507	23,868,431							
役職員給与			186,331	96,652	11,547	19,853	41,256	3,171	
旅費・事務費			19,428	6,143	1,934	9,517	9,510	2,033	
商品仕入				2,442	911				
飲食材料費				1,591	111,169				
委託費			9,103		355,817				
支払利息				800	41,737	730,119	546,963	6,641	
連合会払込金	207,689	2,008,947					30,651		
老人保健拠出金	2,549,634								
退職者給付拠出金	1,296,958								
基礎年金拠出金負担金		7,302,648							
基礎年金									1,350,289
他経理へ繰入金	35,209	35,281		227,712					
その他支出	1,130,924		83,642	372,509	352,388	11,027	87,633	6,296	861
次年度繰越支払準備金	1,051,714								
次年度繰越長期給付積立金		215,390,244							
計	12,772,635	248,605,551	298,504	707,849	875,503	770,516	716,013	18,141	1,351,150
差引当期利益金	159,015	0				1,376,038	11,178	582	0
差引当期損失金			14,099	3,149	14,558				
年度末繰越支払準備金	1,051,714								
年度末長期給付積立金		215,390,244							
年度末資本剰余金			483	825,774	1,513,693				
年度末利益剰余金	429,045		166,471	457,354	82,255	9,641,576	1,431,690	415,262	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭